

令和3年12月14日

広報おおい令和4年1月号の掲載記事の訂正について

17ページに記載の「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給します」の記事について、国の「現金一括給付容認への方針転換」を受けて、内容を一部訂正いたします。

【訂正前】 新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響を受けた子育て世帯について、18歳以下の児童を対象に1人あたり10万円相当の臨時特別給付金を支給することとなり、まず先行給付金として1人あたり5万円の現金を支給します。

↓

【訂正後】 新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響を受けた子育て世帯について、18歳以下の児童を対象に1人あたり10万円相当の臨時特別給付金を支給することとなり、町においては、現金10万円の一括給付を予定しています。

○ 申請方法

■ 申請が不要の方

- ・対象となる方には、令和3年12月1日に案内を発送しております。
- ・給付金の受給を拒否される場合は、受給拒否の届出書を提出してください。

■ 申請が必要な方（高校生のみを養育している方や公務員の方など）

- ・対象となる方には、令和3年12月2日に案内を発送しております。
- ・申請書に必要事項を記入して、必要書類とあわせて提出してください。
- ・給付金の受給を拒否される場合は、受給拒否の届出書を提出してください。

○ 申請受付期間

令和4年3月31日まで